

保護者 様

東郷町教育委員会教育長 鵜飼 洋一

## 中学校の部活動のあり方について

春暖の候、皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本町の教育にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、愛知地区（東郷町、豊明市、日進市、長久手市）では、「中学校の部活動のあり方」について、4市町合同で、学習指導要領に記された部活動の意義も踏まえ、生徒の健康維持や自由時間の確保、教員の多忙化解消のため、また、部活動の地域移行を見据えて検討し、下記のように、取組を進めていくこととしております。ご理解を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 通常期間の活動について

- (1) 平日のうち2日は、休養日とする。なお、休養する曜日は学校ごとに定める。
- (2) 土日のうち1日は、休養日とする。また、祝日と重なり3連休以上になる場合は、少なくともその半分以上を休養日（時間）とする。なお、3連休の場合は1日を、4連休・5連休の場合は2日を少なくとも完全休養日とする。  
\*大会出場により休養日を設定できない場合は、月内に代替日を設定する。
- (3) 家庭の日（毎月第3日曜日）、県民の日学校ホリデーは休養日とする。
- (4) テスト週間・期間は、休養日とする。
- (5) 朝練習は行わない。

#### 2 活動時間について

- (1) 平日は2時間程度とする。ただし、最終下校時刻は17:30を越えないようにする。
- (2) 土日祝日は3時間程度とする。ただし、複数校集まっての練習試合やホール練習など、やむを得ない場合は、1日練習を午前3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。なお、1日練習は2日以上連続しないこととする。

#### 3 長期休業中の活動について

- (1) 大会以外の土日祝日は、休養日とする。（活動した場合は平日を代替日とする）
- (2) 県で決められた「会議、行事等を行わない期間」（8月10日～8月16日）は、休養日とする。
- (3) 年末・年始休業日（12月29日～1月3日）は、休養日とする。
- (4) 活動時間は3時間程度とする。ただし、複数校集まっての練習試合やホール練習など、やむを得ない場合は、1日練習を午前3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。なお、その場合も1日練習は2日以上連続しないこととする。

#### 4 その他

- (1) 猛暑や雷雨等の異常気象時および感染症の流行時においては、教育委員会や学校の判断により、活動の中止や活動時間の短縮等の措置をすることがある。
- (2) 今後の部活動の地域移行への動向については、東郷町中学校部活動地域移行検討委員会で話し合われたことを周知していきます。

【問合せ先：東郷町教育委員会 学校教育課（Tel 0561-56-0752）】